

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	消費生活センターの機能強化のための弁護士相談の業務委託について
----	---------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

第14条第1項（業務委託）

（担当部課：地域文化部消費者支援等担当課消費生活係）

事業の概要

事業名	消費生活に係る弁護士相談
担当課	地域文化部消費者支援等担当課
目的	消費生活相談の機能強化を図るため
対象者	消費生活センターへの相談・苦情を寄せられた消費者
事業内容	<p>消費生活センターには、年間3～5千件もの相談・苦情が寄せられる。悪徳商法によるものから、日常生活の悩みに至るまで内容は多岐にわたる。</p> <p>悪徳業者のなかには、消費生活センターが処分権限を有していないことを逆手にとり、消費生活相談員があつ旋に入っても返金に応じないことも多い。</p> <p>弁護士を配置することにより、相談機能の強化を図り、あつ旋不調となる件数を減じる。悪徳業者の被害から一人でも多く救済し、もって区民生活の安定に資する。また、消費生活相談員の質の向上も併せて図る。</p> <p>弁護士会と協定を結び、消費生活に明るい弁護士を週一日5月から配置する。</p>

別紙(業務委託等)

個人情報の収集を伴う委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 消費生活センターの機能強化のための弁護士相談の業務委託
について

保有課(担当課)	地域文化部消費者支援等担当課
登録業務の名称	弁護士相談
委託先	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	相談者の住所、氏名、電話番号、相談内容(被害額、取引業者名等)
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	消費生活相談の機能強化を図り、あっ旋解決の数を向上させるため
委託の内容	消費生活上の弁護士相談を行う。
委託の開始時期及び期限	平成22年 5月 1日 から 以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	弁護士会との協定に当たり、別紙「特記事項」を付すほか、弁護士会の監督責任を明記する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	消費者からの相談記録は、消費生活センター内で保存する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。